

各 位

会 社 名 株式会社トーア紡コーポレーション 代 表 者 名 代表取締役社長 谷 賀寿則 (コード番号: 3204 東証・大証各第一部) 問 合 せ 先 取締役財務本部長 長 井 渡

問 合 せ 先 取締役財務本部長 長 井 渡 (TEL06-6203-3082)

第三者割当による第2回乃至第11回新株予約権の発行に関するお知らせ (行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、平成22年9月13日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第2回乃至第11回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	発 行 期 日	平成 22 年 9 月 30 日			
(2)	新株予約権の総数	100個(第2回乃至第11回新株予約権合計:1回号あたりの新株予約権の			
		個数は10個)			
(3)	発 行 価 額	新株予約権1個につき金21,950円(総額2,195,000円)			
(4)	当該発行による	・当初行使価額(86.4円)における潜在株式数:11,574,070株			
	潜在株式数	・下限行使価額(50.4円)における潜在株式数:17,500,000株			
		(上記の下限行使価額における潜在株式数は、本新株予約権の行使によ			
		り交付されることとなる累計株式数の上限です。詳細については、「6.			
		割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制			
		限に係る合意>」をご参照下さい。)			
		・上限行使価額(144円)における潜在株式数:6,944,440株			
(5)	資金調達の額	981, 195, 000 円			
	(差引手取概算額)	差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額(第2回乃至第11回			
		新株予約権合計)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			
		の合計額(第2回乃至第11回新株予約権合計)を合算した金額から、本			
		新株予約権にかかる発行諸費用を差し引いた金額となります。			

(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件

当初86.4円。

本新株予約権の当初の行使価額は、本新株予約権の発行決議日(平成 22 年 9 月 13 日)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(ただし、気配表示を含む。以下「東証終値」という。)の120%に相当する価額です。

当社は、本新株予約権の割当日の翌日(平成22年10月1日)以降、当社の判断により、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の決定がなされた回号の新株予約権の行使価額は、修正開始を決定した日(当日は含まず。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の東証終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は50.4円(発行決議日の東証終値の70%)、上限行使価額は144円(発行決議日の東証終値の200%)です。

ただし、上記計算の結果、修正行使価額がリセット価額(※)を下回る場合、修正行使価額は当該リセット価額となります。また、修正開始後、東証終値が5取引日連続してリセット価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終取引日の翌日以降、行使価額は当初行使価額に戻り、当社は、残存する本新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも上記のとおり行使価額の修正開始を決定することができます。

※リセット価額とは、行使価額の修正開始を決定した日(当日は含まず。)の直前 5 連続取引日の東証終値の平均値の 80%又は下限行使価額のいずれか高い価額を指します。

(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)

野村證券株式会社に対する第三者割当方式

(8) そ の 他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で、下記について合意する予定です。

- ・割当予定先は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本 新株予約権を譲渡しない。
- ・当社は、①当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、②本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当方式で発行する新株予約権及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(平成22年9月13日現在の当社議決権総数71,680個の24.4%)を超えることとなるような本新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わせず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない(以下、かかる本新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行を合わせて「上限議決権数超過行使等」という。)こと。

(詳細については、「6.割当予定先の選定理由等 (6) その他 <上限 議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「くらしと社会の明日を紡ぐ企業」として、さらなる高品質と市場の求める価値の創造を実現するために衣料事業、インテリア産業資材事業、非繊維事業の各事業に取り組んでおります。

衣料事業は、羊毛を原料として高品質な繊維を提供する毛糸部門、企業・学校向け衣料を製造するユニフォーム部門、百貨店等に対して衣料を販売するテキスタイル部門で構成しております。

インテリア産業資材事業は、自動車関連製品を製造する自動車内装材部門及びファイバー部門、ベッド用資材・土木資材を提供する産業資材用不織布部門、OEM用のカーペットを製造するカーペット部門で構成しております。特に昨年度においては、自動車内装材部門が中国国内の自動車増産を受けて、好調に推移しました。

非繊維事業は、主に電動工具用スイッチ部品を製造する半導体部門、電子材料等を製造するファインケミカル部門、ショッピングセンター、本社ビルの開発・賃貸を行う不動産部門、自動車教習部門で構成しております。

今回の新株予約権は、上記の当社グループ各事業の設備投資等の資金需要に対し、有利子負債の増加を抑えつつ機動的に対応できる体制の構築を目的としております。特に自動車内装材部門については、中国での自動車増産を受けて今後成長が期待できる部門であり、設備増強を目的として当該部門の中国子会社への追加出資を計画中です。

また、当社グループの課題として有利子負債の削減がございます。本新株予約権の発行により、自己資本の充実を図るとともに、調達資金の一部を借入金返済に充当することで、財務基盤の拡充が可能と考えております。

具体的な資金使途につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

(2) 本新株予約権の商品性

本新株予約権には主に以下の特徴があります。

- ① 本新株予約権の構成及び行使により交付される株式数
 - ・ 本新株予約権は全10回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
 - ・ 本新株予約権 1 個あたりの出資金額は固定されており、1 回号あたりの全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は 1 億円、全 10 回号合計で 10 億円です。
 - ・ 一方、下記③に記載の行使価額の修正によって、本新株予約権の行使により交付される株式数は変動 します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。 その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。
 - ・ただし、当社は、本新株予約権の行使により交付される株式数の累計が 17,500,000 株 (発行決議日 現在の発行済株式数の約 24.3%) を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です (詳細は下記「6.割当予定先の選定理由等 (6) その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>①」をご参照下さい。)。これにより、調達可能金額が 10 億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかっています。
 - ・ なお、本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間になります。

② 当初の行使価額

・ 本新株予約権全 10 回号の行使価額は当初 86.4 円 (発行決議日の東証終値の 120%) であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

③ 行使価額の修正及び行使のプロセス

・ 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、当社の判断により、回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。

- ・修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日(当日を含まない。)の直前 5 連続取引日の東証終値の平均値の 90%に修正され、以降、毎月第 2 金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前 5 連続取引日の東証終値の平均値の 90%に修正されます。なお、下限行使価額は 50.4円(発行決議日の東証終値の 70%)、上限行使価額は 144円(発行決議日の東証終値の 200%)です。
- ・ ただし、上記計算の結果、修正行使価額が「リセット価額(※)」を下回る場合、修正行使価額は当該リセット価額となります。したがって、行使価額はリセット価額未満に修正されることはありません。
 - ※ リセット価額とは、「行使価額の修正開始を決定した日(当日は含まず。)の直前 5 連続取引日の 東証終値の平均値の80%」又は「下限行使価額」のいずれか高い価額を指します。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。また、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。なお、本新株予約権の行使価額の修正開始を決定できる期間は、割当日の翌日以降約2年間となっております。
- ・割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(※)が満たされている限り、 権利行使最終期日(平成25年9月30日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっており ます。
 - ※ 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、東証終値が 5 取引日連続してリセット価額を 下回らないこと、2) 当社が本新株予約権の取得を行わないこと、及び 3) 当社にデフォルト事由 が発生しないこと、等を指します。
- ④ 行使価額の修正開始を決定した後、株価がリセット価額を下回った場合の行使価額の修正
 - ・ 行使価額の修正開始日以後、東証終値が 5 取引日連続してリセット価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に戻ります (これに伴い、上記③に記載の割当予定先による一定の条件が満たされていることを前提とする行使義務は消滅します。)。
 - ・ 行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本新株予約権について、割当日の翌日以降約 2 年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。
- ⑤ 新株予約権の取得(コールオプション)について
 - ・ 当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

上記(1)「資金調達の主な目的」に記載しました事業戦略を遂行するにあたり、資金需要の断続的な発生が見込まれるため、資金調達に際しては、有利子負債の増加を可及的に抑えるとともに、機動性を確保しつつ、既存株主の利益に配慮した仕組みが必要となります。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下①~⑦に示す本新株予約権の特徴は上記に示した当社のニーズを満たすものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断し、今回本新株予約権の発行を決議いたしました。

(他の資金調達方法と比較した場合の本スキームの特徴)

① 当社グループの課題である有利子負債の削減を実現するという観点から、有利子負債の増加に直結する デット・ファイナンスや、行使されるまでは有利子負債を増加させることとなる転換社債型新株予約権 付社債ではなく、本新株予約権を発行することにより、発行時点において払込金額が純資産に計上され ることに加えて、行使が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなります。

- ② 当社は、修正開始日行使価額が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定することが可能であるため、当社株式動向や市場環境等を勘案し、タイミングを捉えて行使促進を図ることができます。
- ③ 行使価額の修正開始が決定されると、以後、定期的に行使価額が修正されることによって、行使のタイミングと行使価額が分散されることが期待されます。公募増資により一度に全株を発行する場合には、資金調達が一時に可能になる反面、一株当たりの利益の希薄化も一時に発生し、株価に対する影響も大きいと考えられるのに対して、本スキームでは、資金調達の時期が分散され、株価・流動性の推移により、調達金額が減少する可能性があるものの、一時点での希薄化発生が回避され株価への影響が低減されるとともに、株価上昇局面においては発行株数の抑制と円滑な行使が期待できます。
- ④ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先が行使を表明した新株予約権は、一定の条件が満たされる限り、権利行使最終期日までに全て行使される仕組みとなっておりますので、行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正条項付新株予約権よりも機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。
- ⑤ リセット価額の設定により、株価が想定よりも下落した場合には、行使価額が一旦、当初行使価額まで 戻ることにより、以降の行使が自動的に抑制されるとともに、株価の回復を待って再度行使促進を図る ことができます。これにより、当社が定めた株価水準以上で行使を促進することができ、既存株主の利 益に配慮した資金調達が可能となります。
- ⑥ 株価に連動して行使価額が修正されるという条項が付されているため、行使により交付される株式の数が確定せず、希薄化がどれほど進むか想定しづらいという特徴を補うため、上記⑤のリセット価額を設定することに加えて、本新株予約権の行使によって交付される累計株式数の上限を 17,500,000 株 (発行決議日現在の発行済株式数の約 24.3%) に設定する予定 (詳細については、「6.割当予定先の選定理由等 (6) その他 〈上限議決権数超過行使等の制限に係る合意〉」をご参照下さい。)とすることで、希薄化の進行に一定の歯止めをかけ、発行済株式総数の増加により株主に過度な影響が及ばない形での資金調達を企図しています。
- ⑦ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断で残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

981, 195, 000 円

上記の差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の合計額(第 2 回乃至第 11 回新株予約権合計)及び本 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第 2 回乃至第 11 回新株予約権合計)とを合算 した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用を差し引いて算出しております。なお、本新株予約権の行 使は新株予約権者の判断によるものであり、発行決議日現在において本新株予約権の行使に際して払い込む べき金額の合計額及び払込日は確定しておりません。

また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金	額	(百万円)	支出予定時期
1	子会社出資資金			300	平成 22 年 11 月~平成 24 年 6 月
2	借入金返済資金			400	平成 22 年 10 月~平成 24 年 9 月
3	設備投資資金			200	平成 22 年 10 月~平成 24 年 9 月
4	運転資金			残額	平成 22 年 10 月~平成 24 年 9 月

上記資金使途は、今後2年の間に発生しうる資金使途の内訳を記載したものでありますが、本新株予約権の行使状況により資金の調達額や調達時期は決定されますので、下記重要な設備の新設に記載の設備増強を目的とした当社中国子会社への出資金約3億円を除いて、現時点においてはいつの時点でどの分野に充当するか明確に定まっておりません。具体的な使途については、実際に資金需要が生じて当社が行使価額の修正を決定した時点で開示いたします。また、上記資金使途に変更が生じた場合にも開示いたします。

なお、当社は、調達した資金は速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合は、当 社銀行口座で安定的な資金管理を図ります。

平成22年9月13日現在、当社の設備投資計画は以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設

事業所名	所在地	事業の種類 別セグメン	設備		予定額 5円)	資金調達	着手及び 予定 ^全		完成後の
(所在地)	7月11年4世	トの名称	の内容	総額	既支 払額	方法	着手	完了	増加能力
広州東富井 特種紡織品 有限公司	中国 広東省	インテリア 産業資材事 業	生産設備	331	_	増資資金 及び自己 資金	平成 22 年 11 月	平成 24 年 6 月	50% 増加

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の更なる安定化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の払込金額は、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎と し、①本新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が、当社株式の売買高と比較して相当数 にのぼることに加え、当社の判断で本新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者はリスクヘッジの 観点から投資行動に制約を受けること、②当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること、③行使 価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下におい て権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約すること、④行使価額が修正され、当該修正 が開始された後、東証終値が「リセット価額」を一定期間連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将 来に向かって効力を失うこと、という特性を踏まえて、新株予約権者の投資リスク、当社株式に対する投資 家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮し た売却が期待されることを勘案したディスカウント(同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプ レッド(条件決定日の時価株価と発行価額の差)と同水準)、当社株式の株価変動率及び流動性等を勘案し た結果として算定されています。当該算定については、当社及び割当予定先が提供した事実その他の情報及 び割当予定先が参考資料として提供した試算結果に依拠する等の前提の下、当社のリーガル・カウンセルで ある外国法共同事業法律事務所リンクレーターズが、その算定方法や前提となる条件設定の合理性について 検証し、当該算定に基づく本新株予約権の払込金額が新株予約権者に特に有利な金額ではない旨の法律意見 を当社宛てに表明しております。かかる意見を考慮の上、当社は本新株予約権の払込金額が合理的であると 判断いたしました。

また、当社監査役全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の払込金額が有利 発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっているため、株価上昇に伴い行使価額が上方修正されれば交付される株式数が少なくなる一方、株価が下落した局面においては交付される株式数は増加するものの、交付される株式数は最大17,500,000株に制限されており、平成22年9月13日現在の発行済株式数に対する比率は最大で約24.3%と限定的であること(詳細については、「6.割当予定先の選定理由等(6)その他 <上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>」をご参照下さい。)、②本新株予約権の想定元本10億円に対し、当社株式の過去1年間における一日当たり平均売買代金は40百万円であるものの、本新株予約権は10回号(1回号あたりの想定元本は1億円)に分けられており、当社は当社株式動向や市場環境等を勘案しながら、回号ごとに行使価額の修正開始を決定する予定であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(注) 本新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の平成22年9月13日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は9.6%(潜在株式数に係る議決権数6,944個については、平成22年9月13日現在の当社議決権総数71,680個の約9.7%)となります。また、上限議決権数超過行使等を制限していることから、本新株予約権の行使により当社が交付することとなる当社普通株式数の累計は、現時点においても上限17,500,000株となりますので、本新株予約権にかかる平成22年9月13日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大で約24.3%(潜在株式数に係る議決権数17,500個については、平成22年9月13日現在の当社議決権総数71,680個の約24.4%)となる見込みです。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要(平成22年3月31日現在)

(-)	1 1 7 E 2 E 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•	1 - / 4 1 - / 2 22/							
(1)	名	称	野村證券株式会社							
(2)	所 在	地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号							
(3)	代表者の役職・氏	:名	執行役社長兼 CEO 渡部	賢一						
(4)	事 業 内	容	金融商品取引業							
(5)	資 本	金	10,000 百万円							
(6)	設 立 年 月	日	平成13年5月7日	平成13年5月7日						
(7)	発 行 済 株 式	数	201,410 株							
(8)	決 算	期	3月31日							
(9)	従 業 員	数	12,828名 (単体)							
(10)	主 要 取 引	先	投資家並びに発行体							
(11)	主要取引銀	行	三井住友銀行、みずほコー 行、三菱UFJ信託銀行、	ーポレート銀行、三菱東京 農林中央金庫	【UF J銀行、りそな銀					
(12)	大株主及び持株比	率	野村ホールディングス株							
(13)	当事会社間の関									
	資 本 関	係	当社が保有している割当	割当予定先が保有している当社の株式の数:96,000 株 (平成22年6月30日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数:ありません。						
	人 的 関	係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、 当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、 特筆すべき人的関係はありません。							
	取 引 関	係	主幹事証券会社							
	関連当事者へ該 当 状	の 況	割当予定先は、当社の関係	連当事者には該当しません 当社の関連当事者には該当						
(14)	最近3年間の経営成	績及	び財政状態(単体)							
決	算	期	平成 20 年 3 月期	平成21年3月期	平成 22 年 3 月期					
純	資	産	859, 012	721, 453	822, 033					
総	資	産	13, 171, 702	12, 796, 464	9, 358, 133					
1 株	当たり純資産(P	9)	4, 264, 991	3, 582, 009	4, 081, 392					
営	業収	益	710, 537	502, 201	663, 379					
営営	業 利 益 又 業 損 失 (△	は)	165, 138	△60, 292	127, 576					
—————————————————————————————————————	常 利 益 又 常 損 失 (△	は)	164, 734	△60, 075	126, 643					
当) は)	100, 177	△37, 509	76, 853					
1 株	: 当 た り 当 期 純 利 当期純損失 (△) (益	497, 376. 14	△186, 230. 33	381, 574. 18					
	未 当 た り 配当金()		500, 000	_	_					
Ι ν		. • /	000,000							

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、野村證券株式会社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を持っており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な資本増強が期待できること、④発行会社のニーズを充足するスキームを提供する高い商品開発力と提案力を兼ね備えていること、等を総合的に勘案した上で、同社への割当を予定しております。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、 日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるもので す。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権 を譲渡せず、また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針 です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の直近の財務諸表等から、割当予定先は本新株予約権の払込みに要する財産を保有していると判断いたしました。

(5) 株券貸借に関する契約について

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって 締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

<上限議決権数超過行使等の制限に係る合意>

- ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及 びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の 数に、本新株予約権、当社が本新株予約権の発行後 6 ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新 株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下 「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決 権の数を加えた議決権の数の累計が、17,500個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分 割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当て又は当社の議決権付株式の単元株 式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合又は変更前後にお ける単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無 償割当ての基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権 並びにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取 得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えること となるような本新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わせ ず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。 (以下、かかる本新株予約権の行使および同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得 ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)
- ② 当社は、下記「<割当予定先による行使制限措置>②」に基づく割当予定先による確認に係る本

新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別添の発行要項(以下「要項」という。)第8項第(1)号に定める取得(残存する本新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

③ 当社は、割当予定先による本新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本新株予約権を除く。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項から第5項までの定めならびに株式会社大阪証券取引所(以下「大証」という。)の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。
- ② 割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本新株予 約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新 株予約権の行使が制限超過行使もしくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を 行う。

<割当予定先による新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

7. 大株主及び持株比率

募集前(平成22年6月30日現在)	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5. 74%
双日株式会社	3.76%
日本証券金融株式会社	2.74%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.61%
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.58%
浅沼 伴自	1.34%
日本生命保険相互会社	1.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.02%
株式会社滋賀銀行	0.92%
(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	
トーア紡グループ従業員持株会	0.90%

(注) 今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集 後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益力の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①上限議決権数超過行使等を制限することにより、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を平成22年9月13日現在における当社の発行済株式総数にかかる議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条ならびに大証の企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期
売 上 高	22,344 百万円	21,841 百万円	15,523 百万円
営 業 利 益	1,021 百万円	889 百万円	125 百万円
経常利益又は経常損失(△)	559 百万円	512 百万円	△296 百万円
当期 純利 又は当期純損失(△)	415 百万円	353 百万円	△288 百万円
1 株当たり当期純利益金額又は 当 期 純 損 失 金 額 (△)	5.77円	4. 91 円	△4.02 円
1 株 当 た り 配 当 額	2.00円	2.00 円	_
(うち 1 株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1 株 当 た り 純 資 産	110.48 円	102. 27 円	97.86 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成22年9月13日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	72, 063, 210 株	100%
現時点の行使価額	—株	<u> </u>
における潜在株式数		

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期
始 値	90 円	61 円	56 円
高 値	111 円	117 円	95 円
安 値	46 円	42 円	54 円
終値	60 円	56 円	72 円

(注) 平成22年12月期については、平成22年9月13日現在で表示しております。 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	74 円	82 円	75 円	70 円	71 円	68 円
高 値	95 円	84 円	81 円	84 円	75 円	73 円
安 値	72 円	67 円	68 円	70 円	66 円	68 円
終値	84 円	75 円	70 円	72 円	68 円	72 円

(注) 9月については、平成22年9月13日現在で表示しております。 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

③ 発行決議日における株価

	平成22年9月13日
始 値	70 円
高 値	72 円
安 値	70 円
終値	72 円

- (注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。
- (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

発 行 要 項

Ⅰ. 第2回乃至第11回新株予約権の名称

株式会社トーア紡コーポレーション第2回乃至第11回新株予約権(以下、各回新株予約権を個別に「本 新株予約権」といい、第2回乃至第 11 回新株予約権を総称してまたは個別に「**本件新株予約権**」とい う。)

- Ⅱ. 第2回乃至第11回新株予約権に共通する事項
- 1. 新株予約権の総数 10個
- 2.

新 株 予 約 権 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の の目的である株式 行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「**交付株式数**」という。) の 種 類 お よ び は、10,000,000 円 (以下「**出資金額**」という。) を行使価額 (第 3 項第(2)号に定 その数の算定方法 義する。) で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により 当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数 に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得ら れる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による 調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株 予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数とな る。ただし、第 4 項または第 5 項に従い、行使価額が修正または調整された場合 は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

- 3. に際して出資さ れる財産の価額
 - 新株予約権の行使 (1)本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、第 2 項に定める出 資金額とする。なお、修正開始日 (第4項第(1)号に定義する。)後の包括行使 請求(第 13 項第(4)号に定義する。)または個別行使請求(第 13 項第(5)号に 定義する。) に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権 1 個につき出資 される財産の価額もこれと同額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用い られる当社普通株式 1 株あたりの価額(以下**「行使価額**」という。)は、当初 86.4円とする。ただし、第4項または第5項に従い、修正または調整される。
- 行 使 価 額 の 修 正 (1)当社は、平成 22 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 9 月 28 日までの間(以下**「行使** 価額修正期間」という。)、①当社取締役会が資金調達のために必要と認め、か つ、②修正開始日行使価額(本項第(2)号に定義する。)が下限行使価額(本項 第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(行使価額修正の決定 を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の 6 銀行営業日後の日を いい、以下「修正開始日」という。) 以降、本要項に従って本新株予約権の行 使価額が修正される旨を決定(以下「**行使価額修正の決定**」という。) するこ とができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われ たこと、修正開始日、修正開始日行使価額および行使価額修正決議日現在にお けるリセット価額(本項第(3)号に定義する。)を、行使価額修正決議日に、新 株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。

(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①修正開始日(当日を含 む。) から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。) の期間において は、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日 (ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。) のない日は除き、行使価額修 正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀 行営業日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下**「修正開始日行使価 額算定期間」という。**) の株式会社東京証券取引所(株式会社東京証券取引所 の業務を承継する金融商品取引所を含む。以下同じ。) における当社普通株式 の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位 まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」とい う。) に、②修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2 金曜日(初回を修正開始日の翌月の第 2 金曜日とし、以下**「決定日」**とい う。) の翌日以降、決定日まで(当日を含む。) の 5 連続取引日(ただし、終値 のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日まで の 5 連続取引日とする。以下「**修正後行使価額算定期間」**という。) の株式会 社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の 90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り 捨てる。) または当該決定日において有効なリセット価額(本項第(3)号に定義 する。)のいずれか高い価額に、それぞれ修正される(修正後の行使価額(修 正開始日行使価額を含む。)を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正 開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、第5項第(2)号 または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価 額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が 50.4 円 (ただし、第 5 項第(1) 号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が 144 円 (ただし、第 5 項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3)修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社東 京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てがリセット 価額(以下に定義する。)を下回った場合、当該 5 連続取引日(以下「リセッ ト価額判定期間」という。) の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始 日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、第5項 第(2) 号または第(4) 号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、第5項 第(1) 号乃至第(4) 号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正 後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に 定める行使価額の修正は行わないものとする。ここで「リセット価額」とは、 ①当該修正開始日に係る修正開始日行使価額算定期間の株式会社東京証券取引 所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の80%に相当する金 額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。)(ただ し、第5項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)、または②リセット価額 判定期間の最終日において有効な下限行使価額、のいずれか高い価額をいう。 なお、修正開始日行使価額算定期間内に、第5項第(2)号または第(4)号で定め る行使価額の調整事由が生じた場合には、上記①の価額は、本要項に従い当社 が適当と判断する値に調整される。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、①本新株予約権が残存し、かつ、②本項第(1)

号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合 (本項第(3)号に基づき 修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額 修正の決定が行われていない場合を含む。) には、本項第(1)号に基づく行使価 額修正の決定を行うことができる。

- (5)本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらか じめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の 日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知す る。
- 5. 行 使 価 額 の 調 整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2) 号に掲げる各事由により当社普通 株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定め る算式(以下「**行使価額調整式**」という。)をもって行使価額を調整する。

		交付普通株式数×1株	あたりの払込金額
	既発行普通株式数十—	時	価
調整後行使価額=調整前行使価額×—			

- 既発行普通株式数 + 交付普通株式数
- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ①時価(本項第(3)号②に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「**当社普通株主**」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以 降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用す る。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当て を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予 約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取 得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行 使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調

整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出する ものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含 む。)の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これ を適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための 基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって 当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。)が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号③に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価(本 ⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号ま たは第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下 方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(以下 「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合(ただし、本新 株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。)
 - (i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
 - (ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が修正目前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額

等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第18項第(2)号の規定を準用する。

(調整前行使価額-調整後行使価額)×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

株式数 =

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ①本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - ②行使価額調整式および本項第(2)号において「**時価**」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
 - ③行使価額調整式および本項第(2)号において「**既発行普通株式数**」とは、当 社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場 合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額 を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日に おける当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本 項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通 株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとす る。
 - ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
 - ⑤本項第(2) 号において「**対価**」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2) 号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持

人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

- ⑥本項第(2) 号において「**完全希薄化後普通株式数」**とは、調整後の行使価額 を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日 における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)(本項第(2)号④にお いては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2) 号または第(4) 号に基づき「交 付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社 普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式 等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付さ れていない当社普通株式の株式数を除く。) および当該取得条項付株式等の 取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また (ii) (本項第(2)号⑤においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号 または第(4) 号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のう ち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調 整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた 当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。) および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件 で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の 株式数を加えるものとする。
- (4) 本項第(2) 号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を 必要とするとき。
 - ③その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により 行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予 約権の行使価額の調整の場合を除く。)。
 - ④行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく 調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による 影響を考慮する必要があるとき。
- (5)本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらか じめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価 額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株 予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日ま でに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行 う。
- 6. 新 株 予 約 権 の (1)平成 22 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日までの期間(以下、当該期間の最行 使 可 能 期 間 終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成 25 年 9 月 30 日 が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。
 - (2)前号に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行使する日として行うものとし、第4項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定

に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「**包括行使請求書** 提出期間」という。)において、包括行使にかかる行使請求書を提出するもの とする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使 最終期日の前銀行営業日(ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正さ れ、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日 の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。

- 新株予約権の行使 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計 により株式を発行 算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗 する場合における じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げ 増加する資本金 るものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資 および資本準備金 本金の額を減じた額とする。
- 8. 取 得 条 項
 - 新 株 予 約 権 の (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後 2 か月を 超えない日に定められるものとする。) を別に定めた場合には、当該取得日に おいて、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予 約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するも のとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権 の新株予約権者に対して、本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付す る。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
 - (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株 式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決 議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効 力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約 権の新株予約権者に対して本新株予約権 1 個あたり払込金額と同額を交付し て、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権 を消却するものとする。
 - (3) 当社は、行使価額修正期間中に第 4 項第(1) 号に基づく行使価額修正の決定が 一切行われていない場合または平成 24 年 9 月 28 日までに第 4 項第(3) 号に基 づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに第4項第(1)号に基づく 行使価額修正の決定が行われていない場合、平成24年9月28日の翌銀行営業 日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した 本新株予約権を消却するものとする。
 - (4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、 当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに、当該取得日を、新株予約権原 簿に記載された本新株予約権の新株予約権者(本新株予約権の一部を取得する 場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者)に通知する。
 - (5)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括 行使請求に基づく出資金額が決済口座(第13項第(7)号に定義する。)に払い 込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権 の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還され るものとする。
- 9. 各 新 株 予 約 権 本新株予約権1個あたり21,950円 の払込金額
- 10. 新株予約権219,500円とする。 の払込総額
- 11. 新株予約権の 平成22年9月30日 割 当 日

- 12. 新株予約権の 平成22年9月30日 払 込 期 \exists
- 行使請求および 払込の方法
- 13. 新 株 予 約 権 (1)行使価額修正期間中に第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行わ れていない場合または第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、 第 4 項第(1) 号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行 使請求を行うときは、新株予約権者は、平成24年9月28日まで(当日を含 む。) に、本項第(6) 号および第(7) 号に定める行使請求手続を完了するものと
 - (2) 平成 24 年 9 月 29 日以降に第 4 項第(3) 号に基づく行使価額の修正が行われた 場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで (当日を含む。) に本項第(6) 号および第(7) 号に定める行使請求手続を完了す るものとする。
 - (3) 第 4 項第(1) 号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後 行使価額が適用される前の行使価額(以下「**修正前行使価額**」という。) に基 づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで (当日を含む。)に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了す るものとする。
 - (4) 第 4 項第(1) 号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後 行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提 出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、第 14 項第(2)号①に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出 資金額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、 権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付 株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請 水」という。) の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終 期日を行使日として行うものとする。
 - (5)前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者 は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能 期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことが できる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金 額を本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個 別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権 1 個あたりの交付 株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求 の効力は、本項第(6) 号および第(7) 号に定める行使請求手続が完了したときに 生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予 約権に係る包括行使請求は、第 14 項第(2)号①に定める包括行使請求に付され た条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
 - (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に 基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求お よび第4項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第4項第(1)号に基 づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使 請求および個別行使請求の各場合に応じて、当社が定める様式による行使請求 書(以下「**行使請求書」**という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これ を第15項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (7)前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく 行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および第

4 項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、第 4 項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて第 16 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて第 17 項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたことおよび当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、ならびに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。

- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- 14. 新株予約権の(1)各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - 行 使 の 条 件 (2)①包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本項第(5)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第 4 項第(3)号に定める事由も発生せず、第 8 項第(1)号または第(2)号に定めるいずれの取得も行われていない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。
 - ②包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて第 17 項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。
 - ③権利行使最終期日の前銀行営業日に本号①に定める包括行使請求に付された 条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い 込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個 数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所か ら第 16 項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象と なる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。
 - ④包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。
 - (3)①第 18 項第(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使 請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しない ことが確定する。
 - ②新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、第4項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

- (4) 第 4 項第(3) 号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日にお いて個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求 は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生 しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗 じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとす る。
- (5) ①以下の(i) 乃至(iii) のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、 残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができない ものとする。なお、以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合に は、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知す
 - (i)当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再 生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる 法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督 官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合
 - (ii)当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (iii) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合
 - ②本号①のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資 金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事 由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確 定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額 を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。
- 15. 新株予約権の株式会社トーア紡コーポレーション総務部 行使請求受付場所

払込取扱場所

- 16. 新株予約権の 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 行使に関する
- 17. 新株予約権の 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 行使に関する 決済取扱場所
- 効力発生時期等
- 18. 新株予約権行使の (1)本新株予約権の行使請求の効力は、第 13 項第(6)号の行使請求書が行使請求受 付場所に到達し、かつ第13項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場 合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日 (当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使 に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、か かる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。 ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、第13項第(6)号の行使請求書が 行使請求受付場所に到達し、かつ第 13 項第(7)号の出資金総額が指定口座に入 金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求 がなされず、第 14 項第(5)号①に定めるいずれの事由も発生せず、第 4 項第 (3) 号に定める事由も発生せず、第8項第(1) 号または第(2) 号に定めるいずれ の取得も行われていない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の 振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義から の振替によって株式を交付する。

19. 1 単元の株式の数 当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその の定めの廃止等に 他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

伴 取 V

- 20. 譲渡による新株予 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承 約権の取得の制限 認を要するものとする。
- 21. 募集の方法第三者割当の方法により、全てを野村證券株式会社に割り当てる。
- 22. 申 込 期 間 平成22年9月30日
- 23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

24. 新株予約権の払込 本新株予約権の払込金額は、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデ 金額の算定理由 ルによる理論価格を基礎とし、①本新株予約権の行使請求により交付されること となる株式数が、当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社 の判断で本新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者はリスクヘッジの 観点から投資行動に制約を受けること、②当社の判断により行使価額の修正開始 を決定できること、③行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望 する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに 当該個数の全てを行使することを約すること、④行使価額が修正され、当該修正 が開始された後、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎 日の終値がリセット価額を一定期間連続して下回った場合、行使価額修正の決定 が将来に向かって効力を失うこと、という特性を踏まえて、新株予約権者の投資 リスク、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約 権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されるこ とを勘案したディスカウント(同規模の公募増資を行う場合に想定される発行ス プレッド(条件決定日の時価株価と発行価額の差)と同水準)、当社株式の株価変 動率および流動性等を勘案した結果、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 21,950 円とした。